

令和3年3月9日
政策経営部企画課

江東区行財政改革計画の改定について (令和3年度改定版)

1 計画の進行管理

計画の個別項目は、区政運営管理の前提となる法制度の変更や経済状況の変化、また計画の進捗等に応じ、計画期間中において見直すこととしている。

令和2年3月に策定した本計画において、今回必要な改定を行うものである。

2 今回改定する項目（概要）

No.	項目名	計画の概要
22	児童館の管理運営の見直し【修正】	適正配置の考え方を定めるとともに、令和2年度に児童館に関する運営方針を改定したため、計画を修正した。
38	事務効率の推進【修正】	<p>年末調整事務の外部委託については、一般職員及び制度開始初年度となる会計年度任用職員の委託方法について検討時間を要し、令和2年度からの開始が困難となったため、計画を修正した。</p> <p>なお、令和3年度から一般職員は、電子による申請を開始するが、外部委託については引き続き検討を行う。</p> <p>住民税特別徴収税額通知事務の外部委託については、費用対効果を踏まえた実施方法の検討を行うため、計画を修正した。</p> <p>給与各種手続きの電子化については、先行自治体の調査、システム改修の有無等を検討した結果、年度を早めて実施することが可能となったため、計画を修正した。</p>
38	事務効率の推進【修正】	預貯金等調査業務の電子化は、令和2年度に試行的に実施した結果、令和3年度からの本格実施が可能となったため、計画を修正した。
48.60	屋外スポーツ施設駐車場有料化の実施【修正】	オリンピック・パラリンピック期間中の工事実施不可を受け、工事期間がずれ込み、令和2年度の有料化開始が困難となったため、計画を修正した。